（準用）

第十八条　職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十二条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年三月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の職業安定法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第四条の三第三項の規定は、求人者（職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号、第二号（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第三号から第五号までに掲げる法律の規定に違反する行為をした者に限る。）が公共職業安定所に対して学校卒業見込者等求人（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。）の申込みをする場合を除き、この省令の施行の日以後に職業安定法施行令第一条に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）をした場合（求人者が新規則第四条の三第三項第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあっては、当該同一の規定に違反する行為をこの省令の施行の日以後にした場合）について適用する。

第三条　この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第三十三条第二項第一号ロ及び第二号ロの規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

厚生労働大臣　根本　匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手数料令第十二条第一項第一号イ(2)及び(4)の厚生労働省令で定める資料）	（厚生労働省令で定める資料）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
（手数料令第十二条第一項第一号ロ(1)の厚生労働省令で定める体外診断用医薬品）	（厚生労働省令で定める体外診断用医薬品）
第四条　（略）	**第四条**　（略）

（準用）

第十八条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十一条の規定は、法第十二条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。

（手数料令第三十三条第二項第一号ロ及び第二号ロの厚生労働省令で定める資料）

第七条　手数料令第三十三条第二項第一号ロ及び第二号ロの厚生労働省令で定める資料は、次に掲げるものとする。

一　臨床試験の試験成績に関する資料

二　再製造単回使用医療機器にあっては、その設計及び開発の検証に関する資料並びに製造方法に関する資料

（手数料令第三十三条第五項第一号ロ(2)及び第六項第一号ロ(2)の厚生労働省令で定める製造工程）

第八条　（略）

第九条・第十条　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第二章　事業（第二条―第七十六条）	第二章　事業（第二条―第七十六条）
第三章　共済契約に係る契約条件の変更（第七十七条―第八十四条）	第三章　共済契約に係る契約条件の変更（第七十七条―第八十四条）
第四章　子会社等（第八十五条―第九十二条の二）	第四章　子会社等（第八十五条―第九十二条の二）
第五章　管理	第五章　管理
第一節　議決権行使の期限（第九十三条・第九十四条）	第一節　議決権行使の期限（第九十三条・第九十四条）
第二節　役員（第九十五条―第百一条）	第二節　役員（第九十五条―第百一条）

（新設）

（組立てその他の厚生労働省令で定める製造工程）

第七条　（略）

第八条・第九条　（略）